

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

令和6年度住民税の税制改正など

■森林環境税（国税）の創設
森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税（国税）が創設されます。個人住民税均等割と併せて1人年額1000円を徴収します。

※平成26年度から、防災のための施策財源として、均等割と併せて1人年額1000円課税されていますが、こちらは令和5年度で終了します。

る書類の提出が必要ですが（外国語で作成されている場合はその和訳も必要）。

■上場株式などの配当所得・譲渡所得の課税方式の統一
上場株式などに係る配当所得および譲渡所得などについて、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなります。

※詳しくは市公式サイトから適用の税制改正」を
確認してください。



問合せ 課税課市民税係 162

固定資産税に関する届け出・申告を忘れずに

■取壊し家屋（建物）の届け出
令和5年中に家屋（全部または一部）を取り壊した場合、届け出が必要です。

▼登記されている家屋：東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記

▼未登記の家屋：課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出

※取壊しの届け出がないと、令和6年度以降も家屋が存在するものとして課税されることがあります。

■住宅用地などの申告は1月31日(水)まで
市内に土地を所有している方で、令和5年中に次の①～④に該当する場合は「固定資産税住宅用地等申告書」を

提出してください。

軽自動車税（種別割）の継続減免回答書の提出を

令和5年度に軽自動車税（種別割）の減免を受けている車両について、対象の方に照会書を送付します。

令和6年度も減免を希望する場合は、同封の回答書に記入の上、必ず返送してください。

送付時期 1月上旬
回答方法 1月31日(水)まで(必着)

固定資産税（家屋）の減額措置

住宅のバリアフリー改修や耐震改修、省エネ改修、マンションの大規模修繕など、特定の要件を満たした改修、修繕工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられます。工事後3か月以内に申告が必要です。

※詳しくは問い合わせください。

■固定資産税（家屋）の減額措置
住宅のバリアフリー改修や耐震改修、省エネ改修、マンションの大規模修繕など、特定の要件を満たした改修、修繕工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられます。工事後3か月以内に申告が必要です。

※詳しくは問い合わせください。

■申告先・問合せ 課税課資産税係 158

令和5年分所得税の確定申告 税理士による無料申告相談

東京税理士会青梅支部所属の税理士が無料申告相談を行い、パソコンで申告書を作成します。

※オンラインまたは電話による事前の申込みが必要です。

日時 2月5日(月)～9日(金)の午前9時～午後4時(1区分30分間)

会場 市役所4階大会議室

※持ち物など詳しくは、市公式サイトを確認してください。

※確定申告については、広報はむら1月15日号でお知らせします。

※土地・建物・株式の譲渡所得の相談はできません。

申込み
オンライン：1月10日(水)午前9時～2月6日(火)午後3時30分

※詳しくは、「税理士による無料相談（青梅）ウェブサイト」を確認してください。

電話：1月10日(水)～2月6日(火)の午前9時～午後4時(土・日曜日を除く)



▲税理士による無料相談（青梅）ウェブサイト



注意！確定申告用紙は、原則、送付しません

前年の確定申告を行っていても、令和5年分の用紙は原則、青梅税務署からは送付されません。

eTax（電子申告）を利用するか、市役所または青梅税務署に申告用紙を取りに来てください。

※国税庁ウェブサイトからダウンロードすることもできます。



▲国税庁ウェブサイト

市役所での配布 1階市民ホールで1月22日(月)から

※詳しくは問い合わせください。

問合せ 青梅税務署個人課税第1部門 0428-22-3185（自動音声に従って「2」を選択）

青梅税務署から

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期、中止になる場合があります。最新情報は市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。

令和5年度 第5回創業支援セミナー 個人事業主・副業者のための財務セミナー



ビジネスの利益目標達成に向けた考え方について学んでみませんか。

日時 1月18日(木)午後7時～9時
会場 産業福祉センター会議室またはオンライン (Zoom)

対象 創業者・創業希望者
定員 会場20人(申込順)
持ち物 電卓
講師 角田 恭平さん(中小企業診断士)
申込み・問合せ 1月16日(火)までに、申込みフォームまたは電話で、産業振興課商工観光係 656へ

